

節1 報酬

細 節	説 明	備 考
	<p>報酬は、地方公共団体の非常勤職員が行う勤務に対する反対給付を意味し、常勤の職員に対する給料と区別される。 また、報酬は役務の対価であるから、費用弁償は含まれない。</p>	<p>・法203 ・法203の2</p>
1 議員報酬	<p>市会議員報酬、議長報酬、副議長報酬、常任委員長報酬及び副委員長報酬。</p>	<p>・市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</p>
2 委員報酬	<p>教育委員会（法180の5）、選挙管理委員会（法180の5）、人事委員会（法180の5）、監査委員（法180の5）、農業委員会（法180の5）、固定資産評価審査委員会（法180の5）のうち非常勤委員の報酬。</p>	<p>・非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p>
3 選挙従事者報酬	<p>投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の報酬。</p>	<p>同上</p>
4 校医等報酬	<p>学校保健安全法第23条で規定する学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬。 労働安全衛生法第13条で規定する学校園における産業医の報酬。</p>	<p>同上</p>
5 其他委員等報酬	<p>「執行機関の附属機関に関する条例」にいう附属機関の委員並びにその他非常勤委員の報酬（再任用短時間勤務職員を除く。）</p>	<p>同上</p>

節2 給料

細 節	説 明	備 考
	給料は、地方公共団体の常勤職員にその勤務の対価として支給する給与に要する経費をいう。	・法204
1 特別職給	市長給、副市長給、識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員給、常勤の人事委員会委員給。	・特別職の職員の給与に関する条例
2 給料	特別職以外の常勤職員の給料。ただし、教育職給料表適用者は除く。	・職員の給与に関する条例
3 教員給	教育職給料表適用者の給料。	・職員の給与に関する条例

節3 職員手当等

細 節	説 明	備 考
	職員手当等は、法律又はこれらに基づく条例により、原則として地方公共団体の常勤職員に対して支給される手当をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・法203 ・法204
1 扶養手当		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与に関する条例第10条、第11条 ・扶養手当支給規則 ・教育委員会所管の学校の教育職員の扶養手当の支給に関する規則
2 地域手当		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与に関する条例第11条の2 ・地域手当支給規則 ・教育委員会所管の学校の教育職員の地域手当の支給に関する規則
3 宿日直手当		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与に関する条例第18条 ・宿日直手当支給規則 ・教育委員会所管の学校の教育職員の宿日直手当の支給に関する規則
4 管理職手当		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与に関する条例第13条 ・職員の管理職手当に関する規則 ・教育委員会所管の学校の教員の管理職手当に関する規則
5 超過勤務手当		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与に関する条例第15条
6 通勤手当		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与に関する条例第12条 ・通勤手当支給規則 ・教育委員会所管の学校の教育職員の通勤手当の支給に関する規則

節3職員手当等

細 節	説 明	備 考
7 産業教育手当		<ul style="list-style-type: none"> ・職員^の給与に関する条例第14条の2
8 定時制教育手当		<ul style="list-style-type: none"> ・職員^の給与に関する条例第14条の3
9 初任給調整手当		<ul style="list-style-type: none"> ・職員^の給与に関する条例第9条の2 ・初任給調整手当支給規則
10 特殊勤務手当		<ul style="list-style-type: none"> ・職員^の給与に関する条例第14条 ・職員^の特殊勤務手当に関する条例 ・職員^の特殊勤務手当に関する条例施行規則 ・単純な労務に雇用される職員^の特殊勤務手当に関する規則 ・消防職員^の特殊勤務手当に関する条例 ・消防職員^の特殊勤務手当に関する条例施行規則 ・消防職員^の災害応急作業手当に関する条例 ・消防職員^の災害応急作業手当に関する施行規則 ・教育委員会所管の学校の教員^の特殊勤務手当に関する条例 ・教育委員会所管の学校の教員^の特殊勤務手当に関する条例施行規則
11 退職手当		<ul style="list-style-type: none"> ・職員^の退職手当に関する条例 ・職員^の退職手当に関する条例施行規則 ・教員^の退職手当に関する規則
12 住居手当		<ul style="list-style-type: none"> ・職員^の給与に関する条例第11条の3 ・住居手当支給規則 ・教育委員会所管の学校の教育職員^の住居手当の支給に関する規則

節3 職員手当等

細 節	説 明	備 考
13 児童手当		<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当法 ・児童手当法施行令 ・児童手当法施行規則
14 子ども手当		<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当法 ・児童手当法施行令 ・児童手当法施行規則
15 義務教育等教員特別手当		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与に関する条例第14条の4
16 管理職員特別勤務手当		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与に関する条例第20条の2 ・職員の管理職員特別勤務手当に関する規則 ・教育委員会所管の学校の教員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則
17 期末勤勉手当		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例 ・市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
18 夜間勤務手当		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与に関する条例第16条
19 単身赴任手当		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与に関する条例第12条の2 ・単身赴任手当支給規則 ・教育委員会所管の学校の教育職員の単身赴任手当の支給に関する規則
20 特例一時金		
21 特定任期付職員業績手当		<ul style="list-style-type: none"> ・一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 ・一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則

節4 共済費

細 節	説 明	備 考
	<p>共済費は、地方公共団体が、当該団体の職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、相互救済の目的で支出する経費をいう。</p>	
1 共済組合負担金	<p>大阪市職員共済組合に対する事業主負担金。</p>	<p>・地方公務員等共済組合法 3 、 115</p>
2 公立学校共済組合負担金	<p>公立学校共済組合に対する事業主負担金。</p>	<p>・地方公務員等共済組合法 3 、 113</p>
3 議員共済会負担金	<p>市議会議員共済会に対する事業主負担金。</p>	<p>・地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第 2 3</p>
4 互助会長期給付補給金	<p>大阪市職員互助会に対する事業主負担金。</p>	<p>・職員互助会条例第54条</p>
5 健康保険料	<p>大阪市職員健康保険組合に対する本市の事業主負担金。</p> <p>○公立学校共済組合に対する健康保険料事業主負担金は、「細節 2 公立学校共済組合負担金」で支出する。</p> <p>○其他委員等報酬に係る健康保険料事業主負担金は、「節 1 細節 5 其他委員等報酬」で支出する。</p>	<p>・健康保険法161</p>
6 災害補償基金負担金	<p>地方公務員災害補償基金に対する負担金。</p>	<p>・地方公務員災害補償法 2 、 49、 50</p>
7 社会保険料	<p>給料等を支給する職員に対する厚年金保険料及び労働保険（雇用保険料、労災保険料）の事業主負担金。</p> <p>○賃金に係る社会保険料及び雇用保険料の事業主負担金は、「節 7 賃金」で支出する。</p> <p>○其他委員等報酬に係る社会保険料及び雇用保険料の事業主負担金は、「節 1 報酬」で支出する。</p>	

節5 災害補償費

細 節	説 明	備 考
	<p>地方公共団体の常勤職員の災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金を通じて補償費が支払われるものと地方公共団体が条例に基づき支給する補償費があり、条例に基づく補償費は本節です。</p> <p>○非常勤の職員に対する公務上の災害の災害補償金は、「節1報酬」で支出する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員災害補償法 ・大阪市職員公務災害等補償条例 ・消防職員特別救慰支出金等支給条例 ・地方公務員災害補償法69 ・非常勤職員公務災害等補償条例 ・大阪市立高等学校及び幼稚園の学校医等の公務災害補償に関する条例

節6 恩給及退職年金

細 節	説 明	備 考
	<p>恩給及び退職年金は、職員が退職し又は死亡した場合において、本人及びその遺族のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とする退職年金制度に基づき支給される給付の一である。</p> <p>地方公務員等共済組合法の施行（昭和37.1.21）により、発足前に退職した職員に対する給付は本節で支給される。</p>	<p>・法205 ・職員退隠料及び遺族扶助料条例</p>
1 退隠料	職員退隠料及び遺族扶助料条例に基づく普通退隠料、通算退職年金、一時退隠料、返還一時金。	
2 遺族扶助料	職員退隠料及び遺族扶助料条例に基づく扶助料、通算遺族年金、一時扶助料及び死亡一時金。	

節7賃金

細 節	説 明	備 考
	<p>賃金は、臨時職員（臨時的任用職員（一般事務）及びいわゆるアルバイト）等に対して支払うものをいう。</p> <p>○臨時職員の交通費については、本節で支出する。</p> <p>○賃金に係る社会保険料及び雇用保険料の事業主負担金は、本節で支出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時的任用職員の給与に関する規則 ・臨時職員（いわゆるアルバイト）の雇用について（平成24.9.21人事給44）

節8 報償費

細 節	説 明	備 考
	<p>報償費は、役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対する代償であるが、「節1報酬」が非常勤職員に係る給与的色彩が濃厚であるのに対し、本節の報償はこのような給与ではなく、役務の提供等に対する謝礼又は奨励的要素を持つものである。</p>	
<p>1 報償金</p>	<p>役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対する代償をいう。</p> <p>(1) 提供された役務に対する反対給付あるいは感謝の意を表すもの。 講習会、講演会、研修会等の講師謝礼。 施設の利用等に対する謝礼。 弁護士等の報酬。 その他。</p> <p>(2) 奨励の意味を持つもの。 個人市・府民税、固定資産税、都市計画税の前納者に対し交付する報奨金。 その他。</p> <p>報償金の源泉徴収については、本節で支出する。</p> <p>金銭以外(図書券等)の謝礼金に見合う物品の購入は、本節で支出する。</p> <p>講師の交通費、宿泊代等を直接講師に現金で支払う場合は、本節で支出する。</p>	<p>・講師に係る謝礼金の取扱基準について(平成21.3.27総務第159号)</p> <p>・講師に係る謝礼金の取扱基準の運用について(平成21.3.27)</p> <p>・所得税204 ・報酬、料金等の源泉徴収の取扱一覧</p>
<p>2 賞賜金</p>	<p>善行者を表彰する等の際に贈与する金一封等、広く表彰の意味を持つもので、賞与金、賜金、表彰金、賞品代がある。</p>	<p>・職員表彰規則 ・消防表彰規則 ・教育委員会表彰規則 ・表彰規則</p>

節9旅費

細 節	説 明	備 考
	<p>旅費は、公務のため旅行する職員に対し、旅行に要する費用として地方公共団体から支給する経費をいう。 地方自治法では、常勤職員に支給する場合は旅費（法204）、非常勤職員に支給する場合は費用弁償（法203の2）といい、さらに本市の機関の求めにより出頭した証人、参考人等に対して支給される実費弁償（法207）も本節により支出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法203 ・法203の2 ・法204 ・法207
<p>1 費用弁償</p>	<p>非常勤職員の職務の執行に要した経費を償うために支給される金銭給付をいう。</p> <p>（1）議員費用弁償、委員費用弁償等については、市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第4条、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第7条第2項に基づき定額を支出する。</p> <p>（2）非常勤の職員の交通費の支給は、本細節による。</p> <p>（3）条例の制定または改廃の請求書の署名の効力の判定のために必要があるとして、出頭を選挙管理委員会より求められて出頭した関係人（法74の3）、議会の調査のために出頭を求められて出頭した選挙人その他の関係人（法100）、監査委員より出頭を求められて出頭した関係人（法199）、自治紛争調停委員の求めにより出頭した当事者及び関係人（法251の2）、議会の常任委員会における公聴会及び議会運営委員会における公聴会ならびに議会の特別委員会における公聴会に参加した者（法109、109の2、110）に対してこれらの者が当該出頭または参加のために要した実費を弁償する（法207）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 ・非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 ・非常勤の職員の通勤に係る費用弁償について（平成20.3.31） ・非常勤の職員の交通費について（平成20.3.31） ・市の機関の求により出頭した証人、関係人等の実費弁償に関する条例
<p>2 議員旅費</p>	<p>議員が公務のため旅行したときは、本節で支出する。</p> <p>海外旅費、日額旅費、赴任旅費等については、「細節6特別旅費」で支出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の旅費に関する条例

節9旅費

細 節	説 明	備 考
3 委員旅費	<p>非常勤職員のうち、委員報酬の該当非常勤職員が公務のため旅行したときは、本細節で支出する。ただし、常勤の監査委員の旅費についても本細節で支出する。</p> <p>海外旅費、日額旅費、赴任旅費等については、「細節6特別旅費」で支出する。</p>	<p>・職員の旅費に関する条例 ・非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第7条第1項</p>
4 其他委員等旅費	<p>非常勤職員のうち、其他委員等報酬の該当非常勤職員が公務のため旅行したときは、本細節で支出する。</p> <p>海外旅費、日額旅費、赴任旅費等については、「細節6特別旅費」で支出する。</p>	<p>・職員の旅費に関する条例 ・非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第7条第1項</p>
5 普通旅費	<p>常勤の職員が公務のため旅行したときは、本細節で支出する。</p> <p>海外旅費、日額旅費、赴任旅費等については、「細節6特別旅費」で支出する。</p>	
6 特別旅費	<p>職員の旅費で、海外旅費、日額旅費、赴任旅費等の特別な旅費は本細節で支出する。</p> <p>海外旅費については、「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じその都度市長が定める。</p>	<p>・職員の旅費に関する条例 ・外国旅行の旅費に関する規則 ・日額旅費の支給条件等について（平成20.10.23） ・国家公務員等の旅費に関する法律 ・長期間の研修、講習等の場合の日額旅費等について（昭和33.4.7労第174号）</p>

節10交際費

細 節	説 明	備 考
	<p>交際費は、地方公共団体の長又は、その執行機関が当該団体を代表してあるいは、その利益を図るため、外部とに交際するときに特に必要な経費をいう。</p> <p>なお、単なる会議費等は、「節11細節3食糧費」で支出する。</p>	
1 議会交際費	<p>交際費には接待費（会費、分担金的な接待費を含む）、土産代、記念品代、供花料及び見舞金品等を含む。</p>	
2 市交際費		
3 局交際費		
4 区交際費		

節11需用費

細 節	説 明	備 考
	<p>需用費は、地方公共団体の行政の執行に伴う物品（備品、原材料に含まれないもの）の取得及び修理等に要する経費でその効用が比較的短期間に消費される性質のものをいう。</p>	<p>・会計規則第82条第1項第2号</p>
<p>1 消耗品費</p>	<p>（1）概ね一年程度の使用でその性質・形状に変化をきたすか、全部若しくは一部を消耗してしまう物品、又は購入予定価格が5万円未満の物品。</p> <p>図書については、雑誌、定期刊行物等その他、購入予定価格が5千円未満の図書。</p> <p><事務用品類> 各種事務用紙、諸帳簿、バインダー、マイクロフィルム、感光紙、現像液等購入費等。</p> <p><消耗器材類> 新聞、雑誌、六法全書、地図、年鑑類、官公報、加除式法令集等の追録（加除料を含む。）、職員用茶、試験研修用消耗品、写真フィルム、自動車部品等（修理代に含まれる部品代は「細節7 船車修繕料」で支出する。）。</p> <p><カーテン、敷物類> カーテン、ブラインド、カーペット等。</p> <p>（2）物品の性質・価格にかかわらず、以下のものは消耗品とする。</p> <p>記念品、贈与寄付物品、支給品、その他これらに類するもので、他者に交付する物品。</p> <p>優勝カップ、賞品、土産品など。</p> <p>実験、調査、研究及び講習会用等のために消費する物品及び動物、実習用教材、又は、消防現場で消費する物品。</p> <p>研究用の金、銀等の鉱石の類、消費者センター等で使用するテスト用物品など。</p> <p>個々は、消耗品に属する物の集合体（セットもの）の物品。</p> <p>製図用具セット、積み木セット等、教材セットの類。</p>	<p>・「物品名鑑」の取扱及び物品の分類について(平成4.3.27収第472号収入役通知)</p> <p>・備品、消耗品及び材料の分類基準の改訂について(平成23.6.24会計第44号通知)</p>

節11需用費

細 節	説 明	備 考
	<p>他の機器にセットすることによって機能する物品で、備品として管理することが困難と考えられる物品。</p> <p>各種物品のケース、モーター、マウス、フロッピー、コンピュータソフト、フィルム、CD、ビデオテープの類、交換レンズ、各種接続コードなど。</p> <p>ただし、5万円以上のビデオ、プリンター、アンプ、スピーカなどについては、「節18備品購入費」で支出する。</p> <p>風雨にさらされる屋外のように特別な環境に常時置かれる物品で、備品として管理することが困難と考えられる物品。</p> <p>アンテナ、避雷針、公園等のベンチ、オイルフェンス、旗（常時掲揚するもの）、道路標識、耐熱等保護服、緊急用救命具、懸垂幕、立看板等の購入など。</p> <p>本市設置の乾式電子複写機コピー代等は本細節で支出する。</p> <p>消耗品の製作委託については本細節で支出する。</p>	
2 燃料費	<p>庁用燃料として暖房用、炊事用等のプロパンガス、灯油等自動車、原動機付自転車及び船舶、航空機用燃料、試験、研究、実験等の燃料も含む。</p>	
3 食糧費	<p>事務事業に直接関係のある会議用、接待用、式典用の茶菓、食事代（接待に含めて差し支えない程度の土産品代及び接待を主とする会議出席者分担金等を含む。）。</p>	
4 印刷製本費	<p>本市がその行政事務の執行に際し、その必要上、印刷及び製本を依頼するために要する経費。役務を要素としているが、節12役務費が純粋にサービスの提供に対する対価であるのに対し、この経費には、物的価値の提供が含まれている。</p> <p>具体的には、文書、図書、パンフレット、雑誌、図面、ポスター、ビラ、表彰状（卒業証書、修了証書等）、挨拶状、案内状（封筒を含む）等の印刷代、青写真の焼付代、写真の撮影、現像、焼付、引伸、スライド作成並びに書類、図書類の製本費等。</p> <p>○各種事務用紙、諸帳簿、調査票等事務用紙として使用する印刷物は「細節1消耗品費」で支出する。</p> <p>業者に依頼する複写機コピー代、テープ等のダビングは、本細節で支出する。</p>	

節11需用費

細 節	説 明	備 考
5 光熱水費	<p>電気使用料、上下水道使用料、ガス使用料等。</p> <p>計器類（電気メーター、量水器、ガスメーター）使用料も本細節で支出する。</p> <p>ガス料金はガス供給設備（導管）により、供給されたものに限る。</p> <p>冷暖房設備のある建造物を賃借するとき支払う冷暖房経費の分担金も含む。</p>	
6 建物修繕料	<p>建物その他の施設（植物を含む）及び工作物の価値または効用が増加しない程度で維持管理するための請負契約による修繕に必要な経費。</p> <p>労賃（技術料、出張費）、材料費を含む。この場合の建物とは、建物とその従物（ドア、窓枠、建具）という本来の構造部分として存在しているものに限られる。</p> <p>畳表替え、ガラス入れ替え、賃貸物件の原状復帰。</p> <p>改修工事費（節15工事請負費）と建物修繕料との区分</p> <p>（１）改修工事費 一般的に大規模なものでかつ積極的にその本来の価値又はその効用を増加する目的をもっているもの。</p> <p>（２）建物修繕料 一般的に小規模でかつ価値、効用の減少を防ぎ、いわゆる本体の維持管理、原状復旧を目的とするもの。</p> <p>給湯器等、建物に固定されていても備品として認識できるものは「細節８備品修繕料」で支出する。</p>	

節11需用費

細 節	説 明	備 考
7 船車修繕料	<p>船舶、自動車の修繕料。 取換用部品その他材料品代は該当費目で購入すること。</p> <p>原動機付自転車の修繕料は、「細節 8 備品修繕料」で支出する。</p> <p>ヘリコプターの修繕料は本細節で支出する。</p>	
8 備品修繕料	備品等の修繕料。	
9 賄材料費	病院、療養所等の患者給食、保育所、老人ホーム又は、学校児童生徒の給食及び、警備給食等の材料購入経費。	
10 飼料費	飼育中の動物の飼料代。	
11 医薬材料費	<p>病院、保健所、診療所等の医療用、医薬衛生材料。</p> <p>具体的には、包帯、ガーゼ、カテーテル、ペースメーカー、注射器類、及び薬品等が含まれる。ただし、研究用のものは「細節 1 消耗品費」で支出する。</p>	
12 被服費	職員被服貸与規則等に基づく、現物貸与の被服代。	職員被服貸与規則

節12役務費

細 節	説 明	備 考
	<p>役務費は、地方公共団体の受けた純粋に人的なサービスの提供に対して支払われる経費をいう。</p>	
<p>1 通信運搬費</p>	<p>郵便料として切手、はがき、小包、速達、書留等の料金。 電信料として電話料、電報料、ポケットベル使用料、及び電話加入、設備料、移転料等加入電話利用に関する規定の料金、電話架設料等がある。 また、運搬料として、人夫費、荷造費等を一括して支払う場合の運搬料、物品の運搬そのものの代金がある。 さらに、電車、バス、船舶等の乗車券、回数券、定期券代、タクシー代。</p> <p>○インターネットプロバイダー料も含む。</p> <p>○保護児童の還送旅費（当該児童分）は、本細節で支出する。</p>	
<p>2 保管料</p>	<p>各種の財産（証券、貴重品、危険物、重要備品等）を金融機関あるいは、倉庫業者等に保管を依頼し、これに対して支払う経費。</p> <p>約定された期日までに本市が受け取らなかったため追徴される料金も含む。</p>	
<p>3 広告料</p>	<p>事務上、及び事業上一般住民等に対して周知の必要がある場合に、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等に広告をするのに要する経費。</p> <p>広告料、告示料、折込料、車内掲示料等。</p>	
<p>4 手数料</p>	<p>本市が特定の個人等からサービスの提供を受けたことに対して支払う経費。 椅子カバー等の洗濯代、ピアノの調律も含む。</p> <p>公金取扱手数料、送金手数料、公債事務取引手数料、し尿処理手数料、訴訟手数料、登記手数料、受験手数料、証明手数料及び計算手数料等。</p> <p>○印紙税法、登録税法等に基づく印紙代は本細節で支出する。</p>	
<p>5 筆耕翻訳料</p>	<p>筆耕、謄写、タイプ料、翻訳料、通訳料、手話通訳料、速記料のこと。</p> <p>揮毫料、トレース料、看板、掲示板の書替も含む。</p>	

節12役務費

細 節	説 明	備 考
6 火災保険料	<p>家屋等の建造物、船舶、航空機、重要文化財等に対する火災保険料。</p> <p>建物総合損害共済基金分担金が本細節に該当する。</p>	
7 損害保険料	<p>家屋等の建造物、船舶、航空機、重要文化財に対する損害保険料。</p> <p>自動車損害共済基金分担金、自動車損害賠償責任保険料、航空保険料、傷害保険（ボランティア保険も含む）。</p>	
8 共済保険料	<p>社団法人全国市有物件災害共済会等に参加した場合の掛金。</p> <p>森林災害共済掛金が本細節に該当する。</p>	

節13委託料

細 節	説 明	備 考
	<p>地方公共団体の事務、事業、調査、試験、研究等の委託に要する経費。</p> <p>このような事務事業のなかには、特殊技術、設備又は、高度の専門的な知識等を必要とすることがあり、これらの場合は本市が直接実施するより他に委託する方が効率的であるため、私法上の契約を行い委託料で支出する。</p> <p>また、公法上の委託契約に伴う経費も、本節で支出する。</p> <p>○国、府、J R、関西電力、電鉄、交通局、水道局等への工事委託については本節で支出する。</p> <p>○他の節に該当するものは、それぞれ、手数料、工事請負費、通信運搬費、報償金、使用料、消耗品費等で支出する。</p> <p>(1) 消耗品の製作委託は消耗品費へ (2) 執筆は報償金へ (3) 搬出は通信運搬費へ (4) 揮毫は筆耕翻訳料へ (5) 会場設備は使用料へ (6) 撮影は印刷製本費へ (7) 庁用器具等の製作委託は備品購入費へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法244の2 ・法252の14 ・令158

節14使用料及賃借料

細 節	説 明	備 考
	<p>使用料及び賃借料は、一般的に、賃貸借契約に基づいてその対価として支払われるものをいう。</p> <p>目的物は、使用収益により、消滅しないものであればよいと解され、土地、建物等の不動産、あるいは、自動車、機械類の動産の借り上げが中心になる。</p>	
1 使用料	<p>会場借上料、機械借上料、有線使用料、日本放送協会に対し支払う受信料、ワープロ使用料、フィルム使用料、物品の使用料、入場料、入園料、本市所有の車にかかる有料道路通行料及び駐車料。</p> <p>借り上げた車にかかる有料道路通行料及び駐車料であっても、本市が直接支払う場合は本細節で支出する。</p> <p>著作権の使用料も本節で支出する。</p>	
2 船車賃借料	<p>特定の目的（目的地に到着すること、若しくは物品の輸送が目的である場合は節12通信運搬費になるため除く。）のために常時又は臨時に自動車及び船舶を借り上げて借上者の意思により、借上げの範囲で専有使用する場合に限り支出する。</p> <p>なお、借り上げた車の有料道路通行料及び駐車場駐車料を含む。</p> <p>航空機の借上料も本細節で支出する。</p>	
3 不動産賃借料	<p>土地、建物及び河川敷借上料。</p>	

節15工事請負費

細 節	説 明	備 考
	<p>工事請負費は、土地、工作物等の造成又は改造の工事、工作物等の移転及び除去の工事等に要する経費をいう。 道路、河川、堤防、溝渠等の土木工事費、建築費、船舶等建造費、海岸埋立費、建造物の除去費、植物植栽等。</p> <p>直営工事に対して支払うものは「節16原材料費」で支出する。</p> <p>国、府、ＪＲ西日本、関西電力、電鉄、交通局、水道局等への工事委託については「節13委託料」で支出する。</p>	
1 新規工事費	<p>新規の施設の建設、新たに道路等を築造する場合又は既存の施設であっても別の場所に増築する場合、又は、同じ場所ではあるが全く新たな構想で建替等を行う場合は、本細節で支出する。</p>	
2 改修工事費	<p>既存の施設の小修理を除く施設内部の改造、間仕切り、大規模な補修、道路、橋梁の舗装、塗替並びに修繕料に含めるには不適當な修理費は、本細節で支出する。</p> <p>改修工事費と建物修繕料（節11需用費）との区分</p> <p>（１）改修工事費 一般的に大規模なものでかつ積極的にその本来の価値又はその効用を増加する目的をもちているもの。</p> <p>（２）建物修繕料 一般的に小規模でかつ価値、効用の減少を防ぎ、いわゆる本体の維持管理、原状復旧を目的とするもの。</p>	

節16原材料費

細 節	説 明	備 考
	<p>原材料費は、ある物品を生産するための原料又は材料に要する経費をいう。</p>	<p>・会計規則82条 1項 3号</p>
<p>1 工事材料費</p>	<p>直営工事に供する工事用原材料、工作用原材料、及び植物の購入費。又は、請負工事にかかる支給材料費。 直営工場における修繕等の諸資材の購入費もこの細節で支出する。</p> <p>セメント、砂、砂利、玉石、鋼材等の直接材料及び足場、櫓、木枠等の間接材料等。</p>	<p>・「物品名鑑」の取扱及び物品の分類について（平成4.3.27収第472号収入役通知）</p>
<p>2 加工用原料費</p>	<p>生産施設等における製造物の原料購入費。</p>	
<p>3 船舶給水料</p>	<p>港湾局給水船の原水購入費。</p>	

節17公有財産購入費

細 節	説 明	備 考
	<p>公有財産購入費は、公有財産（地方自治法第238条に規定する行政財産及び普通財産）を購入する経費をいう。補償的性格のものを除く。</p>	<p>・法238</p>
<p>1 権利購入費</p>	<p>地上権、地役権、特許権、著作権、商標権、実用新案権等。</p>	<p>・法238の1</p>
<p>2 土地購入費</p>	<p>不動産のうち、土地及びこれに付属する石垣、立木等の購入に要する経費。</p>	<p>・法238の1</p>
<p>3 建物購入費</p>	<p>不動産のうち、家屋及びその従物（畳、建具等）の取得に要する経費。</p>	<p>・法238の1</p>
<p>4 船舶購入費</p>	<p>船舶（「船舶法」の適用をうける総トン数20トン以上のもの）、浮標、浮棧橋、浮ドックの購入に要する経費。</p> <p>20トン未満の船舶は「節18備品購入費」で支出する。</p>	<p>・法238の1</p>
<p>5 航空機購入費</p>	<p>航空機の購入に要する経費。</p>	<p>・法238の1</p>

節18備品購入費

細 節	説 明	備 考
	<p>備品購入費は、物品（会計規則第82条）のうち、備品の購入に要する経費をいう。</p> <p>備品とは、 （1）その品質・形状を変えることなく、1年を越える使用に耐え、かつ購入予定価格が5万円以上の物品及び動物。 図書については、雑誌、定期刊行物等を除き、購入予定価格が5千円以上の図書。 （2）図書館資料類（雑誌、定期刊行物等を除く。）及び博物館資料類。</p> <p>備品購入にかかる送料、取付費等購入にかかる諸経費については備品購入代に含め本細節で支出する。</p> <p>備品購入費と別に運搬や取付等の契約を行う場合については「節12細節1 通信運搬費」や「節11細節6 建物修繕費」等で支出する。</p> <p>物品の廃棄にかかるリサイクル料金については「節12細節4 手数料」で支出する。</p> <p>庁用器具等の製作委託は、本細節で支出する。</p>	<p>・会計規則第82条第1項第1号</p> <p>・「物品名鑑」の取扱及び物品の分類について(平成4.3.27収第472号収入役通知)</p> <p>・備品、消耗品及び材料の分類基準の改訂について(平成23.6.24会計第44号通知)</p>
1 庁用器具費	事務用の機械器具の購入に要する経費。	
2 校用器具費	校園（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園）関係の管理用、研究用器具の購入に要する経費。	
3 図書購入費	<p>雑誌、定期刊行物等を除き購入予定価格が5千円以上の図書及び図書館資料類（雑誌、定期刊行物を除く。）及び博物館資料類の購入に要する経費。</p> <p>セット販売の図書で、セット購入予定価格が5千円以上のものは、本細節で支出する。</p>	
4 機械器具費	事業用機械器具の購入に要する経費。	
5 自動車購入費	乗用、事業用を問わず、すべての自動車の購入に要する経費。	
6 展示品購入費	博物館、美術館、自然史博物館、大阪城天守閣等で展示用備品の購入に要する経費。	
7 動物購入費	<p>動物園の動物の購入に要する経費。</p> <p>実験用、飼料用動物並びに魚類は、「節11細節1 消耗品費」で支出する。</p>	
8 植物購入費	植物園、咲くやこの花館等の展示用植物の購入に要する経費。	

節19負担金、補助及交付金

細 節	説 明	備 考
	<p>負担金、補助金及交付金は、地方公共団体が行政の目的を達成するため、一定の事務又は事業等に対して負担、補助及び交付する経費をいう。</p>	
1 負担金	<p>法令上特定の事業等について、本市が国又は他の地方公共団体から特別の利益を受けることに対して一定の金額を負担するもの。その他別に定める負担金を除く。</p> <p>○簡易無線局に係る電波利用料は本細節で支出する。</p>	
2 補助金	<p>特定の事業、研究等を育成、助長するために本市が公益上必要があると認めた場合に支出するもの。 なお、補給金、助成金等の名称を用いるものであっても、その実質が補助金と同様のものは本細節で支出する。</p>	・法232の2
3 交付金	<p>法令又は条例、規則等により団体あるいは組合等に対して本市の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するもの。 ただし、「節13委託料」に計上されるものは除く。</p> <p>○交付金と委託料の区分 委託料は、法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金はもっぱら報償として一方的に交付される点において異なる。</p>	
4 分担金	<p>契約等に基づき他の地方公共団体、私人又は任意団体に対して本市が分担しなければならないもの。 共催分担金及び割当的なもの等。 その他別に定める分担金を除く。</p>	
5 会費	<p>諸団体の会員としての会費及び講習会等の参加会費。</p> <p>○テキスト代のみを支出する場合は、「節11細節1 消耗品費」で支出する。</p>	
6 見舞金	<p>天災等の際における市民に対する被災見舞金、本市の施設等における事故等の見舞金。</p>	
7 日本スポーツ振興センター負担金		
8 国直轄事業費負担金		
9 療養給付費負担金		
10 療養費負担金		

節19負担金、補助及交付金

細 節	説 明	備 考
11 助産費負担金		
12 葬祭費負担金		
13 職員診療費補助金		
14 納税貯蓄組合補助金		
15 研究費補助金		
16 児童生徒就学費補助金		
17 奨学費補助金		
18 信用保証協会補助金		
19 庁舎分担金		
20 海外事務所運営分担金		
21 職員結婚貸与金		
22 奨学貸与金		
23 利子補給金		
24 給食費交付金		
25 高額療養費負担金		
26 医療給付費負担金		
27 医療費負担金		
28 職業転換貸与金		
29 出産育児一時金負担金		
30 福利厚生事業負担金		
31 高額介護合算療養費負担金		
32 共通回数券精算額分担金		
33 地域交付金		

節20扶助費

細 節	説 明	備 考
	<p>扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者等が最低限の生活を維持するため、各種の福祉関連法に基づく経費であるが、これと同趣旨の目的で地方公共団体が単独で行う施策に要する経費も含まれる。</p>	
1 生活扶助金	<p>日常生活の需要に基づく経費、移送費、介護保険料。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法
2 住宅扶助金	<p>家賃・地代等、住居に要する経費及び住宅維持費。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法
3 教育扶助金	<p>義務教育に伴って必要な学用品、通学用品、学級給食費、その他義務教育に伴って必要なものに要する経費。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法
4 介護扶助金	<p>被保護者が介護機関から受ける介護サービス費用。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法
5 医療扶助金	<p>医療機関又は薬局等において被保護者等の受ける診療費、医療機関への入院、移送に要する経費等。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法 ・感染症予防法 ・児童福祉法 ・障害者自律支援法 ・母子保健法
6 出産扶助金	<p>被保護者の受ける分べんの介助、分べん前及び分べん後の処置、衛生材料に要する経費。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法
7 生業扶助金	<p>被保護者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込みのある場合に、生業に必要な資金、器具又は資料、技能の修得、就労のために必要なものに要する経費。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法
8 葬祭扶助金	<p>葬祭を行う扶助義務者のない被保護、又は、扶助義務者のない死者遺留金品では葬祭を行えない者の葬祭費。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法
9 施設事務費	<p>各種生活保護施設に対し、被保護者に係る保護の実施に伴い必要な施設の事務費。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法

節20扶助費

細 節	説 明	備 考
10 措置扶助金	各法令所定の基準内の措置で、身体障害者・児童の補装具、身体障害者の更生訓練費、知的障害者、入所老人の葬祭費、特別障害者手当、身体障害者・老人・児童の各種社会福祉施設への措置等に要する経費、職員以外の者に対する児童手当。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法 ・障害者自律支援法 ・老人福祉法 ・児童福祉法
11 其他扶助金	生活保護の被保護者に対する入院の際の看護料補給金、室料差額補給金、歳末・夏季見舞金等、各種扶助費の特別加算金のように、各社会福祉法令の基準を超える措置、あるいは、本市独自の社会福祉施策にかかる経費。	

節21貸付金

細 節	説 明	備 考
1 貸付金	貸付金は、本市が直接あるいは間接（銀行預託によるもの等）に公共の福祉につながる特定の行政目的を具現させるため、法令、契約等に基づき個人等に貸し付ける経費をいう。	
2 保証金	土地、建物等の借入れに際しての敷金等。	

節22補償、補填及賠償金

細 節	説 明	備 考
	<p>地方公共団体が公務の執行に当たって、他人に損害を与えた場合又は、地方公共団体に欠損が生じた場合において、その損害、欠損等を補う場合に支出する経費をいう。</p>	
<p>1 補償金</p>	<p>本市の適法な公務の執行により、特定の者に対して財産上又は精神上的の損害を与えたことによって生ずる損失の補償に要する経費。公共事業を遂行するため、特定の者の家屋、構築物等を移転又は除去するための移転補償等及び測量、検査、工事等を行うため一時的な他人の土地への立入使用、非常災害時の立入使用等の損失補償。</p> <p>○職員職務発明規則に基づく職務発明をした職員に対しての補償金は、本細節で支出する。</p>	<p>・職員職務発明規則</p>
<p>2 補填金</p>	<p>本市がこうむった欠損について、当該費目に補うために支出する経費で欠損補填金と繰上充用金がある。</p> <p>欠損補填金とは、権利の放棄（法96（10））、債権の免除（令171の7）、賠償責任の免除（法243の2）等による欠損を補填するもの。</p> <p>繰上充用とは、歳入不足のときに、翌年度の歳入を当該年度の歳入に繰り上げるもの（令166の2）。</p>	

節22補償、補填及賠償金

細 節	説 明	備 考
3 賠償金	<p>賠償金は、本市が公務の執行に当たって違法な行為により他人の権利又は利益を侵害した場合に、その与えた損害を補填するために要する経費をいう。</p> <p>賠償金には、次のようなものがある。</p> <p>(1) 国家賠償法等の規定に基づく公法上の賠償金。 本市の公権力の行使に当たる職員が、その職務を行うについて、故意又は過失により違法に他人に損害を与えたとき、あるいは公の施設の設置又は管理に瑕疵があったことにより、他人に損害を与えたときに本市が責任を負って支払う賠償金。</p> <p>例えば、交通事故に係る損害賠償等。</p> <p>(2) 民法等の規定に基づく私法上の賠償金。 本市が私人と対等の立場において違法に他人の権利を侵害し、損害を与え、その損害を補填するため本市が支払う賠償金。</p> <p>例えば、本市が契約不履行によって相手方に損害を与えた場合の損害賠償等。</p>	<p>・ 民法415、719</p>
4 清算交付金	<p>土地区画整理事業に係る清算金。</p>	
5 訴訟保証金	<p>訴訟上の保証金。</p> <p>ただし、債権者が受領を拒否又は受領できない場合等に弁済の目的物を供託所に預けて債務を免れる手段に使う弁済供託金（民法494）は工事請負等該当科目で支出する。</p>	
6 訴訟費用		
7 源泉徴収立替金		
8 延滞税及不納付加算税		

節23償還金、利子及割引料

細 節	説 明	備 考
	償還金、利子及割引料は、地方公共団体が地方債の元利償還金、当該年度経過後における税及び税外収入金の過誤納金の還付金、小切手支払未済償還金、地方債の利子、割引料、還付加算金等に要する経費をいう。	
1 各公債元金償還金		
2 過年度分元金償還金		
3 還付金	<p>国庫支出金、市税及び税外収入金の誤納、過納金について、年度経過後に払戻及び還付するもの。</p> <p>なお、追払金については、本細節より除いて、給料、職員手当等当該科目より支出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令165の7、8
4 小切手支払未済償還金	<p>会計管理者が振り出した小切手が振出日より1年経過後、小切手の所持人から、償還請求を受けた場合の弁済に要する経費をいう（令165の5）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法232の6 ・令165の5
5 還付加算金	<p>税収入等の過誤納分を返還する場合に当該元本に対して日割計算等によって付される利子相当分の加算金。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法17の4
6 各公債利子		
7 過年度分各公債利子		
8 割引料	割引発行をする地方債の割引料。	
9 一時借入金利子		
10 償還金	別に定めるものを除く。	
11 退職被保険者等還付加算金		

節24投資及出資金

細 節	説 明	備 考
	<p>投資及び出資金は、地方公共団体が財産の有効な管理手段として、国債、地方債を取得する場合及び公益上の必要性等の見地から会社の株式を取得し、又は新たに共同して株主となる場合等に要する経費をいう。</p> <p>また、財団法人の設立行為たる寄付行為として出捐金を支出する場合を含む。</p> <p>出資と出捐の区分</p> <p>出資とは、一般的には、事業を営むための資本として、金銭その他の財産、信用又は労務を法人又は組合に出資することをいう。</p> <p>出捐とは、一般的には、当事者の一方が、その意思に基づく財産上の支出又は義務の負担をすることにより、相手方を利得させることをいう。</p>	
1 出資金	株式払込金及び出資金。	
2 出捐金	財団法人の寄付行為に係る出捐金。	

節25積立金

細 節	説 明	備 考
	積立金は、地方自治法第241条の規定に基づき特定の目的のために設けられた基金に対する経費をいう。	・法233の2 ・法241

節26寄付金

細 節	説 明	備 考
	<p>寄付金は、地方公共団体が公益上の必要から支出する経費であって、財産の無償譲与である。</p> <p>他の地方公共団体の天災等による被害見舞金を支出する場合は、本節による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方財政法 4 の 5 ・地方財政再建促進 ・特別措置法23 、 24

節27公課費

細 節	説 明	備 考
	<p>公課費は、地方公共団体が一般私人と同等の立場にたつて公租公課を支払う場合に要する経費をいう。</p> <p>自動車重量税、消費税、各種登録税等。</p> <p>○印紙税法、登録税法等に基づく印紙代は「節12細節4手数料」で支出する。</p>	

節28繰出金

細 節	説 明	備 考
	繰出金は、一般会計と特別会計、特別会計相互間、又は、基金と一般会計において予算の相互充当のために支出される経費をいう。	
1 他会計へ繰出		
2 基金へ繰出	定額基金への繰出しに限る。 蓄積基金に係るものについては、「節25積立金」で支出する。	
3 元金償還資金		
4 利子支払資金		
5 借入金返還金		
6 雑費		
8 職員退職資金		
10 区庁舎整備事業資金		
11 市民利用施設整備事業資金		
12 福祉事業資金		
13 こども青少年事業資金		
14 環境事業資金		
15 都市計画事業資金		
16 高速道路事業出資資金		
17 本州四国連絡橋事業出資資金		
18 鉄道整備協力事業資金		
19 土木施設整備事業資金		
20 ゆとりとみどり振興事業資金		
21 港湾整備事業資金		
22 港湾整備事業貸付資金		
23 住宅事業資金		
24 消防設備事業資金		
25 学校教育施設整備事業資金		

節28繰出金

細 節	説 明	備 考
26 社会教育施設整備事業資金		
27 公立大学法人大阪市立大学助成資金		
28 高速鉄道事業助成資金		
29 高速鉄道事業出資資金		
30 特別事業資金		
31 臨時財政対策資金		
32 各所施設整備事業資金		
33 公立大学法人大阪市立大学貸付資金		
36 減収補てん資金		
46 市庁舎整備事業資金		
47 各所施設整備事業資金		
48 同和対策事業資金		
49 学校用地買収事業資金		
50 高齢者住宅整備費貸付資金		
51 公立大学法人大阪市立大学貸付資金		
52 環境保健施設整備事業資金		
54 環境対策事業資金		
56 産業経済事業資金		
57 阪神高速道路公団貸付資金		
58 阪神高速道路公団助成資金		
59 大学整備事業資金		
60 中量軌道事業出資資金		
61 病院事業出資資金		
62 水道事業出資資金		
63 地方公営企業等金融機構出資資金		
64 道路整備特別事業資金		
66 臨時税収補てん資金		

節28繰出金

細 節	説 明	備 考
67 行政改革推進資金		
68 公共投資事業特定資金		
69 地域再生事業資金		
70 災害応急救助資金		
71 退職手当資金		
72 災害復旧事業資金		
73 大学付属病院整備事業資金		
74 食肉市場整備事業資金		
76 市街地再開発事業資金		
77 収支不足補てん資金		
78 駐車場整備事業資金		
79 有料道路事業資金		
80 公共用地先行取得事業資金		
81 都市開発資金		
82 母子寡婦福祉貸付資金		
83 介護保険事業資金		
84 市民病院整備事業資金		
85 中央卸売市場整備事業資金		
86 港営事業資金		
87 下水道事業資金		
89 自動車運送事業資金		
92 高速鉄道建設事業資金		
93 高速鉄道事業特例資金		
94 中量軌道建設事業資金		
96 水道建設事業資金		
98 工業用水道建設事業資金		
99 市民病院整備事業資金		